

研究助成金執行についての注意事項

- (1) 研究助成金は、本学大学院での研究計画の遂行に必要な物品の購入，旅費等に使用するものとして交付します。研究と直接関係のないものへの使用はできません。
- (2) 研究助成金は、口座への入金後から使用を開始し，所定の期日（採択後通知）までに執行を終了してください。口座への入金前に購入・支出したものに對し，研究経費を使用することはできません。
- (3) 研究助成金の全額又は他の経費を加算して，1個又は1組の物品を購入したり，他の経費と混ぜて旅行することはできません。また，他から旅費等の支給を受ける場合には使用しないでください。
- (4) 旅費は，通常の経路による交通費実費（グリーン料金不可），宿泊費に使用できますが，自家用車での移動に係る経費（ガソリン代，高速料金等）には使用できません。
- (5) 消耗品費は，低価格の物品及び資料等の購入に使用できます。また，換金性の高い物品（パソコン，デジカメ，ビデオカメラ，タブレット，テレビ，録画機器等のうち5万円以上10万円未満の物品）及び1点5万円以上の消耗品の購入はできません。
- (6) 謝金や人件費，謝礼には使用できません。